



無担保・当座貸越根保証



エクセレント 長崎

保証料割引!!!

一般の基準料率より、おおむね

10%の保証料割引。

大きな保証限度額

最大2億円まで限度額の
設定が可能です。

担保不要

担保は必要ありません。



エクセレント長崎は、保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングに基づく信用保証料率の基準料率区分が6以上に該当する方を対象とした保証制度です。

※詳しくは、裏面の制度概要をご覧ください。

無担保・当座貸越根保証 (略称:エクセレント長崎) 制度概要

保証の対象 (資格要件)		県内に事業所を有する会社及び医業を主たる事業とする法人であって、次のすべての要件を満たす方。 ※会社には土業法人(弁護士法人、税理士法人、司法書士法人等)を含みます。 (1)同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。 (2)申込金融機関との与信または預金取引が6か月以上ある。 (3)次のいずれかに該当する方。 ①保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングに基づく信用保証料率の基準料率区分が7以上に該当する方。 ②保証申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を活用した信用保証協会によるスコアリングに基づく信用保証料率の基準料率区分が、6に該当し、特定社債保証制度の資格要件※を満たす方。																			
対象資金		事業資金 (運転資金、設備資金)																			
保証条件	保証限度額	貸越極度額 2億円以内 (100万円以上)																			
	保証期間	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は妨げない)																			
	貸付形式	当座貸越 (根保証)																			
	担保	不要																			
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要																			
	貸付利率	金融機関所定利率																			
保証料率		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>0.85%</td> <td>0.68%</td> <td>0.51%</td> <td>0.39%</td> </tr> <tr> <td>適用料率</td> <td>0.77%</td> <td>0.61%</td> <td>0.46%</td> <td>0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(-0.10%)を適用します。</p>					区分	⑥	⑦	⑧	⑨	基準料率	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	適用料率	0.77%	0.61%	0.46%	0.35%
区分	⑥	⑦	⑧	⑨																	
基準料率	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%																	
適用料率	0.77%	0.61%	0.46%	0.35%																	
責任共有		取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																			
留意事項		①本制度の利用にあたっては、資格要件確認のための事前協議が必要です。 ②個人事業者は対象とはなりません。 ③当座貸越の残高は、保証期間を通じ常時極度額を超えないこととします。 ④利息の元本組入れにより極度額を超えることとなる場合には、超える部分は利息部分とし速やかに徴求します。																			
事前協議時添付書類		①直近決算書2期分(写) ②兼業の場合は、業種別の売上構成が分かる資料 ③直近決算期から6か月以上経過している場合は、試算表または売上実績表 ④商業登記事項証明書(写) ⑤その他保証協会が必要とする書類																			
更新		①更新手続きは、条件変更による期間延長でもできますが、当初の保証(継続新規を含む。)から5年を超える場合は継続新規とします。 ②継続新規による場合は、保証条件として新規貸越分で既存貸越金残額を決済させることとします。																			

※特定社債保証制度の資格要件

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者とする。

(1)純資産額が5千万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。

- ①自己資本比率が20パーセント以上であること。
- ②純資産倍率が2.0倍以上であること。
- ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。
- ④インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。

(2)純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。

- ①自己資本比率が20パーセント以上であること。
- ②純資産倍率が1.5倍以上であること。
- ③使用総資本事業利益率が10パーセント以上であること。
- ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。

(3)純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。

- ①自己資本比率が15パーセント以上であること。
- ②純資産倍率が1.5倍以上であること。
- ③使用総資本事業利益率が5パーセント以上であること。
- ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。

(注) 各指標については、信用保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。